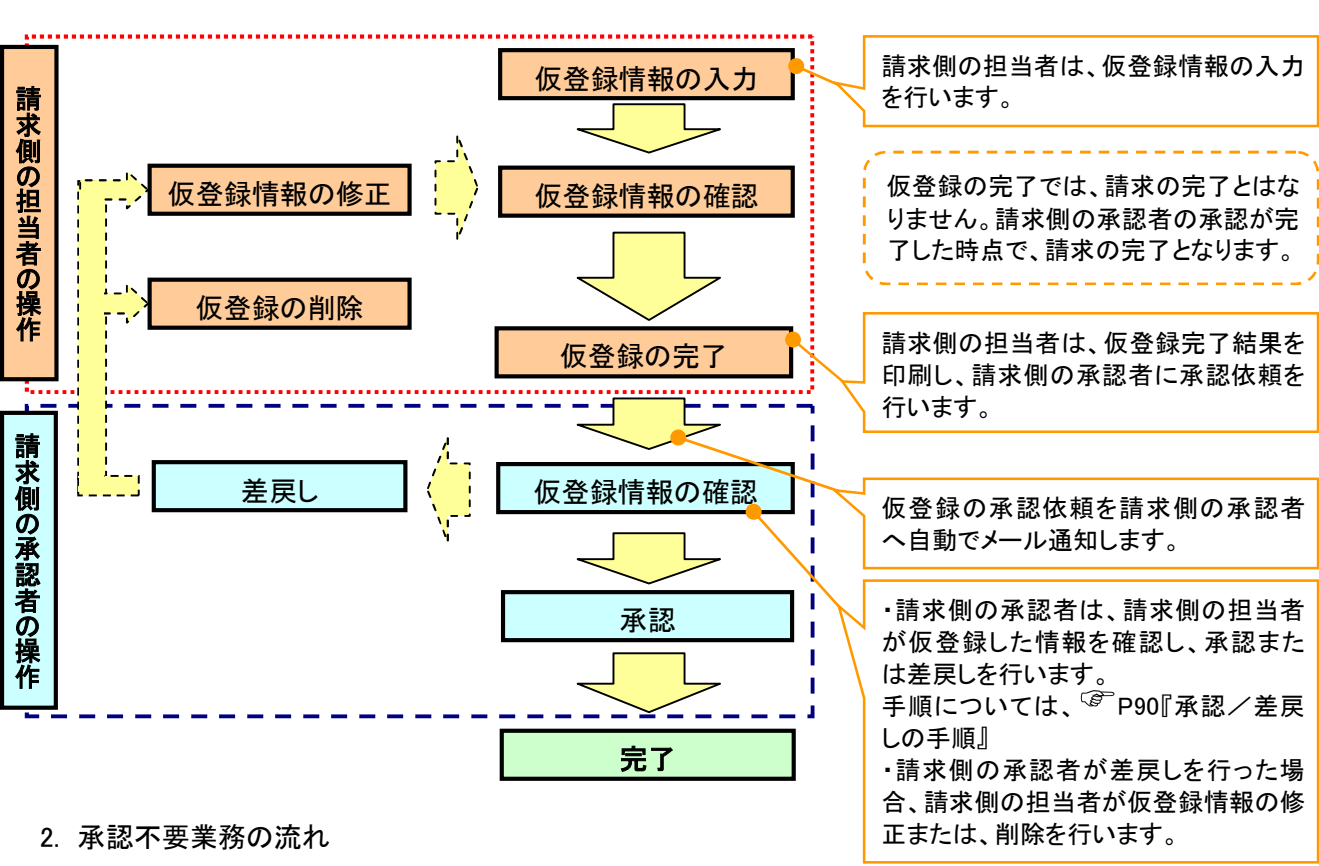


取引の流れ

- 電子記録債権取引の流れには、1.承認対象業務、2.承認不要業務と、3.承諾対象業務の 3 種類があります。
- 承認対象業務とは、請求側の担当者による仮登録と、請求側の承認者による承認の 2 段階の確認を経て実行する業務のことです。
- 承認不要業務とは、担当者／承認者の区別がなく、ユーザ単独で実行できる業務のことです。
- 承諾対象業務とは、承認対象業務において承認を経た後、被請求側の担当者による承諾／否認の仮登録と、被請求側の承認者による承諾／否認の承認の 4 段階の確認を経て実行する業務のことです。

1. 承認対象業務の流れ

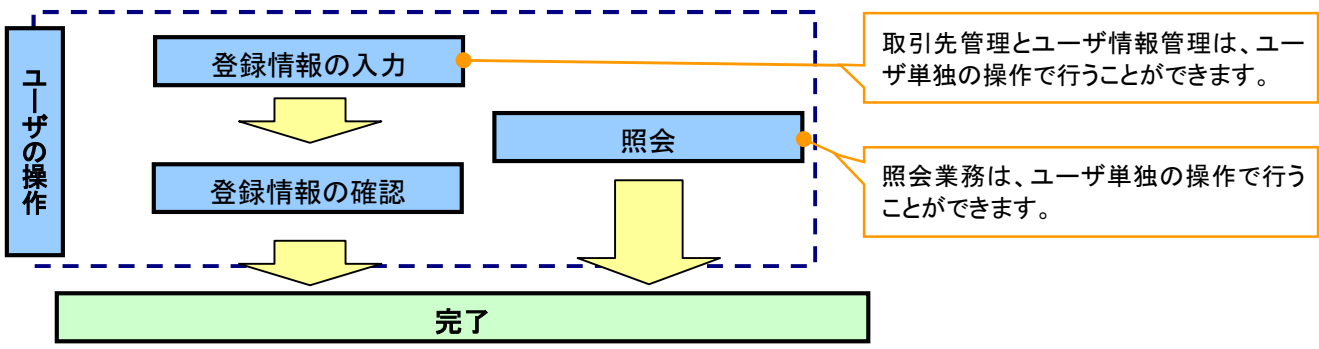
手順としては請求側の担当者が仮登録を行い、その後、請求側の承認者が仮登録内容の承認を行います。
記録請求・融資申込(割引申込)・その他請求・管理業務(指定許可管理)が、承認対象業務に該当します。



2. 承認不要業務の流れ

手順としては、ユーザが単独で行います。

債権情報照会(開示)・融資申込(照会)・管理業務(取引履歴照会、操作履歴照会、取引先管理、利用者情報照会、ユーザ情報管理)は承認不要業務に該当します。



3. 承諾対象業務の流れ

手順としては承諾対象業務の承認を経た後、被請求者側の担当者が仮登録を行い、その後、被請求者側の承認者が仮登録内容の承認を行います。

債権発生請求(債権者請求)・変更記録・保証記録・支払等記録(支払を行ったことによる記録請求)が、承諾対象業務に該当します。

